

静医発第 420 号
令和 5 年 5 月 26 日

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一

医療機関が利用可能な公的支援制度について（情報提供）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本医師会常任理事から別添のとおり「働き方改革推進支援助成金」および「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」につきまして、情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

また、本会福地副会長が委員として参画している日本医師会 医療経営検討委員会において、医療機関が利用可能な公的支援制度について整理された資料が示されましたので、併せて情報提供いたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知につきましてご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ウェブサイトに掲載する予定でありますことを申し添えます。

<添付資料>

- ①令和 5 年度「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース等について（情報提供）（令和 5 年 5 月 17 日付日医発第 370 号（医経）（健Ⅲ）日本医師会常任理事通知）
- ②経済産業省による省エネルギー投資促進支援事業費補助金の 2 次公募期間等について（情報提供）（令和 5 年 5 月 22 日付日医発第 393 号（医経）日本医師会常任理事通知）
- ③日本医師会 第 3 回医療経営検討委員会（令和 5 年 5 月 11 日開催）配付資料
・医療機関が利用可能な主な支援メニュー（令和 5 年 5 月 8 日時点）



日医発第 370 号（医経）（健Ⅲ）

令和 5 年 5 月 17 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 城守 国斗

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

令和 5 年度「働き方改革推進支援助成金」
適用猶予業種等対応コース等について（情報提供）

令和 5 年度「働き方改革推進支援助成金」について情報提供申し上げます。

本助成金は、働き方の推進に取り組む中小企業事業主を支援するための制度であり、生産性の向上や労働能率の向上等を目指すもので、その取り組みの内容に応じて、コースが設けられています。それぞれに成果目標があり、成果目標を達成するために実施した事業に対する費用の一部が支給されます。

令和 5 年度より、「適用猶予業種等対応コース（病院等）」が新設され、助成額の上限額等が拡大されています。

- ・適用猶予業種等対応コース（病院等）
- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・労働時間適正管理推進コース

また、本助成金の対象となる中小企業事業主の範囲が令和 5 年度より拡大され、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を営む事業主については常時使用する労働者数が 300 人以下または、資本金・出資額が 5,000 万円以下の場合、該当します。

その他の要件や助成金の詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

交付申請書の提出は令和 5 年 11 月 30 日まで（必着）となっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

なお、本助成金に関してご不明な点やご質問は、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へご相談ください。

【添付資料】

- ・働き方改革推進支援助成金について（厚生労働省 適用猶予業種等対応コース 説明資料）
- ・リーフレット

※本助成金に関する詳細は、厚生労働省の下記サイトに掲載されています。申請様式（Word ファイル）、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードしてください。

（適用猶予業種等対応コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

（労働時間短縮・年休促進支援コース）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

（勤務間インターバル導入コース）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

（労働時間適正管理推進コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891_00001.html

働き方改革推進支援助成金について

(令和5年5月11日)

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

○本日の内容

- 1 働き方改革推進支援助成金の概要 3P
- 2 申請から支給まで 11P
- (参考) 働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介・16P



○ 本日の内容

1 働き方改革推進支援助成金の概要

2 申請から支給まで

(参考) 働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

1 働き方改革推進支援助成金の概要

働き方改革推進支援助成金ではその取組の内容に応じて複数のコースがあります（令和5年度予算額68億円）
 今回、令和5年度に新設した「適用猶予業種等対応コース」をご紹介します

コース名	成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
適用猶予業種等対応コース （適用猶予業種等への上限規制の適用に対応するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②4週4休→4週8休：100万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
	自動車運転の業務 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②11H以上：150万円		
	医業に従事する医師 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月100H超→月80H以下：250万円 ②11H以上：150万円 ③50万円		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る） 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	月80H超→月60H以下：250万円		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：200万円 ②25万円 ③25万円	等	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：80万円 ・11H以上：100万円			
労働時間適正管理推進コース （労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成）	新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること	上限額：100万円		
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合 上限額：1,000万円		
			①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

1 働き方改革推進支援助成金の概要（中小企業事業主）

助成金の支給を受けるためには、**中小企業事業主**に該当する必要があります。

中小企業事業主に該当するためには**労働者数、資本・出資額のいずれかの要件に該当する**ことが必要です。

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む 事業主に関する中小企業事業主の範囲

常時使用する労働者数：**300人以下**

（令和4年度の100人以下から引上げ）

または

資本・出資額：**5,000万円以下**

※出資持分のある医療法人については、**出資の総額が5,000万円以下**の場合も中小企業事業主に該当します。

いずれか満たせば、支給要件の中小企業事業主に該当

1 働き方改革推進支援助成金の概要

今回ご紹介する「**適用猶予業種等対応コース**」の概要は以下のとおりです。

適用猶予業種等対応コース（医業に従事する医師を雇用する病院等が対象） **NEW！令和5年度新設**

○令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に向け、**病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主**（以下「病院等」という。）を支援

○**成果目標（①～③）のうち1つ以上を実施し、目標の達成に向けた取組**のために生じた**費用を助成**

（例：労働時間の削減のため労務管理用ソフトウェアを導入する際の費用を助成）

- ① 36協定の月の時間外労働時間数の削減（月100時間超の36協定を月80時間以下に協定）
- ② 9時間以上の勤務間インターバル制度の導入
- ③ 医師の働き方改革の推進

○成果目標の達成状況に応じて、**助成対象となる取組に要した経費の一部を助成**。



1 働き方改革推進支援助成金の概要（成果目標達成までの流れ）

成果目標を達成するために、**労働時間の削減等の取組**を行います。

① 成果目標の設定（例）

成果目標：月110時間を限度としている36協定（令和5年3月に締結。有効期間令和5年4月1日から令和6年3月31日）の**時間外労働時間数を月80時間以下に削減させる。**

② 成果目標を実施するための事業

成果目標の達成のために、**労働時間を削減するための取組**を実施。 ※当該事業で発生した費用の一部を助成

- 設備投資
 - 労務管理用ソフトウェアの導入
 - 電子カルテシステムの導入
- コンサルティング
 - 社会保険労務士によるコンサルティング
 - 36協定の内容変更、再締結、届出

③ 成果目標の達成

- 設備投資、コンサルティングにより、**業務効率化、業務の質の改善**を図った。
- 業務効率化、業務の質の改善がなされたことから、**労働時間の削減**が図れた。
- ⇒ 時間外労働時間数も**月80時間以内に収まり、時間外労働月80時間以下の36協定を再締結・届出。**

1 働き方改革推進支援助成金の概要（成果目標と助成上限額）

成果目標にはそれぞれ**助成上限額**が定められています。

成果目標を複数選択し、全て達成した場合は、**各成果目標の上限額の合計が助成上限額**となります。

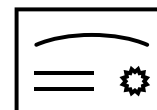
成果目標、助成上限額

以下の成果目標を1つ以上実施し、達成した成果目標に応じた助成上限額を設定。

① 36協定の月の時間外労働時間数の削減

月100時間超の36協定を月80時間以下に協定：**250万円**

- ・月90時間超 ⇒ 月80時間以下に協定：200万円
- ・月80時間超 ⇒ 月80時間以下に協定：150万円



② 全ての医師に適用される9時間以上の勤務間インターバル制度を新規に導入

- ・9時間以上11時間未満 ⇒ **100万円**
- ・11時間以上 ⇒ **150万円**

※申請を行うためには、原則として過去2年間に、
月45時間超の時間外労働の実態が1箇月はある必要があります。



③ 医師の働き方改革の推進：50万円

労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施する。



※その他、上記の成果目標を達成した上で賃上げを行った場合に、賃上げを行った労働者数に応じて助成上限額を加算する制度もあります。

1 働き方改革推進支援助成金の概要（助成対象となる取組）

助成対象となる取組にかかった費用が助成対象となります。

費用に助成率を掛けた金額が、助成上限額の範囲内で助成されます。

助成対象となる取組

- ①就業規則の作成・変更
- ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）
- ③外部専門家によるコンサルティング
- ④労務管理用機器等の導入・更新（例：始業・終業時刻を記録することができるタイムレコーダー）
- ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（例：POS装置、自動食器洗い乾燥機）
- ⑥人材確保に向けた取組等（例：求人情報サイトへの求人広告の掲載）

助成率

助成対象の事業の費用の $\frac{3}{4}$ を助成
事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 $\frac{4}{5}$ を助成

※成果目標と助成上限額、助成対象の事業、賃上げを行った場合の助成上限額の加算や、助成金の申請に際しての詳細については、交付要綱、支給要領に規定しています。そちらをご参照ください。（厚生労働省のHPに掲載）

※交付要綱、支給要領の内容をまとめた申請マニュアルもあります。そちらも合わせてご参照ください。（P16参照）

1 働き方改革推進支援助成金の概要（活用イメージ）

適用猶予業種等対応コースの活用イメージは以下のとおりですので、参考としてください。

課題別にみる助成金の活用事例（イメージ）

企業の
課題

X線検査に関する業務を効率化し、
労働時間を削減したい！

助成金
による
取り組み

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

改善の
結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に
要する時間が削減されたことにより、労
働時間が削減された。

内視鏡の洗浄作業を効率化し、
労働時間を削減したい！

内視鏡自動洗浄機を導入



新人でも1人で作業が可能になったことや、
洗浄に要する時間が削減されたことにより、
労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

2

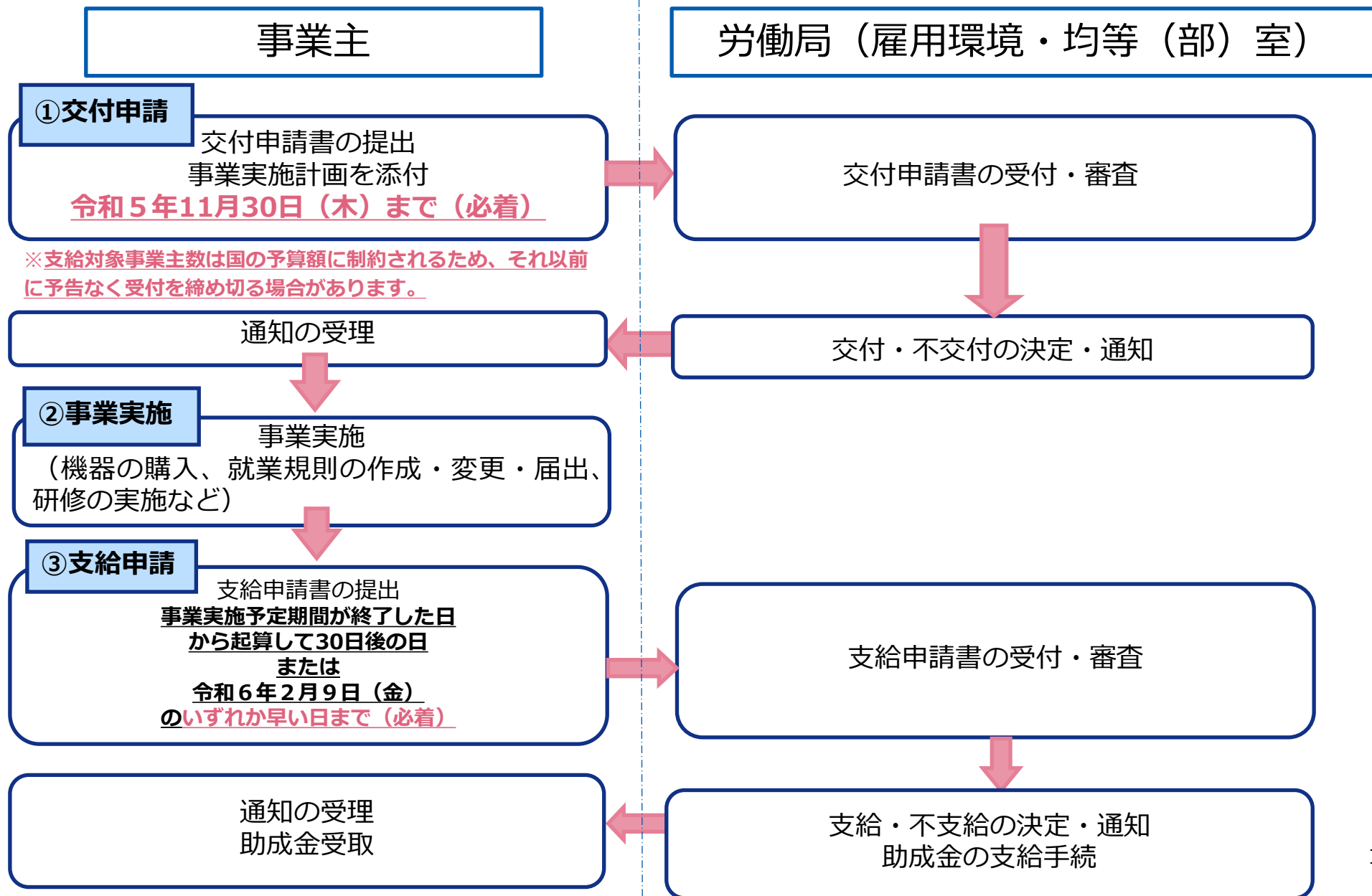
○ 本日の内容

1 働き方改革推進支援助成金の概要

2 申請から支給まで

(参考) 働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

2 申請から支給まで



2 申請から支給まで（リーフレット）

各コースごとにリーフレットを作成しています。（厚生労働省のHPに掲載）

「厚生労働省 働き方改革推進支援助成金 リーフレット」でご検索ください。

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（病院等）のご案内

令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

デジタル画像診断システムを導入

改善の結果

検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

企業の課題

内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果

新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（病院等）の助成内容

対象事業主	助成額															
以下のいずれにも該当する事業主です。 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)であること。 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。 4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2)など(※3)	左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 【助成額最大930万円】 以下のいずれか低い額 I 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で6から9を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5															
(※1)中小企業事業主の範囲 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。 ・資本または出資持分が5,000万円以下 ・常時使用する労働者が300人以下 (※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。 (※3) その他の要件についてはお問い合わせください。	【Iの上限額】 1. 成果目標①の上限額															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>事業実施前の設定時間数</th> <th>現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を10時間を超えて設定している事業主</th> <th>現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主</th> <th>現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業実施前の設定時間数	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を10時間を超えて設定している事業主	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主	250万円	200万円	150万円								
事業実施前の設定時間数	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を10時間を超えて設定している事業主	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を90時間を超えて設定している事業主													
250万円	200万円	150万円														
	2. 成果目標②の上限額 (適用範囲の拡大、時間延長の場合には半額となります)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>休憩時間数(※7)</th> <th>1企業当たりの上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時間以上</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11時間未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11時間以上</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額	9時間以上	100万円	11時間未満		11時間以上	150万円							
休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額															
9時間以上	100万円															
11時間未満																
11時間以上	150万円															
	3. 成果目標③の上限額： 以下を全て実施した場合(※8)に50万円 ア 労務管理体制の構築等 (ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。 (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保に係る協力体制の整備を行うこと(副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。) (ウ) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること。 イ 医師の労働時間の実態把握と管理 (ア) 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。 (イ) 医師の勤務計画を作成すること。 (※8) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。															
	4. 賃金引上げの達成時の加算額 (常時使用する労働者数が30人以上の場合)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>年次昇人率</th> <th>1～2人</th> <th>3～6人</th> <th>7～10人</th> <th>11人～30人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上引上げ</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>100万円</td> <td>1人当たり10万円(上限300万円)</td> </tr> <tr> <td>5%以上引上げ</td> <td>48万円</td> <td>96万円</td> <td>160万円</td> <td>1人当たり16万円(上限480万円)</td> </tr> </tbody> </table>	年次昇人率	1～2人	3～6人	7～10人	11人～30人	3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)	5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)
年次昇人率	1～2人	3～6人	7～10人	11人～30人												
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)												
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>年次昇人率</th> <th>1～3人</th> <th>4～6人</th> <th>7～10人</th> <th>11人～30人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上引上げ</td> <td>15万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> <td>1人当たり5万円(上限150万円)</td> </tr> <tr> <td>5%以上引上げ</td> <td>24万円</td> <td>48万円</td> <td>80万円</td> <td>1人当たり8万円(上限240万円)</td> </tr> </tbody> </table>	年次昇人率	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人	3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)	5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
年次昇人率	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人												
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)												
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)												
成果目標																
以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。																
① 月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を削減させること。 ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定																
② 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。 (新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)																
③ 医師の働き方改革の推進(労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。)																
上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。																

2 申請から支給まで（マニュアル）

同様にマニュアルも作成しています。申請書の記載例などもあります。（厚生労働省のHPに掲載）
 「厚生労働省 働き方改革推進支援助成金 マニュアル」でご検索ください。

働き方改革推進支援助成金 （適用猶予業種等対応コース）

申請マニュアル （2023年度）

厚生労働省労働基準局
 労働条件政策課

(2023.4)

Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点

様式第1号

労働局への提出日を記入すること
 （郵送の場合は発送の日）。

令和5年 4月 22日

働き方改革推進支援助成金交付申請書

東京労働局長 殿

働き方改革推進支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業主又は代理人 住所 〒000-0000 東京都千代田区霞が関0-0-0
 電話番号 03-xxxx-xxxx
 （法人名）厚生労働株式会社
 代表者職・氏名 代表取締役 厚生 太郎

事業主又は社会保険労務士
 （提出代行者・事務代理者の表示） 住所 〒
 電話番号
 （法人名）
 代表者職・氏名

労働局へ提出する場合は、提出代行者を行う場合には、変更印を押す等により、必ず名称表示等を行うこと。

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

日本標準産業分類に基づき記入すること。

1 申請事業主について

(1) 業種（日本標準産業分類の中分類を記入）	分類番号：06 分類項目名：総合工事業
代表者が法人格である場合は申請できない。労働者である医師が勤務していることが必要。	① 工作物の建設等の事業を主たる事業として営む事業主（以下「建設業」という。） ② 自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する事業主（以下「運送業」という。） ③ 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を運営する事業主（以下「病院等」という。） ④ 砂盤を製造する事業を主たる事業とする事業主（以下「砂盤製造業」という。）
労働保険番号（主たる労働者1名を除外）	X X 1 0 1 2 3 4 2 1 4 - 0 0 0
(2) 労働保険番号（主たる労働者1名を除外）	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
(3) 法人番号（個人事業主等の場合を除く）	5 0 0 万 円
(4) 資本金の額又は出資の総額	5 0 0 万 円
(5) 企業全体で常時使用する労働者	2 0 人

労働局に提出する場合は、労働保険番号を記入すること。

個人事業主等法人格の指定を受けていない場合は記入不要。

様式第1号別添

働き方改革推進支援助成金事業実施計画

1 実施体制の整備のための措置	措置内容	実施予定時期（※1）
(1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備（※2、※3）	労働時間や年次有給休暇などに関する事項について、労使で話し合う機会を設け、会議を開催し議事録を作成する。 会議の名称 労働時間等設定改善委員会 開催頻度（開催予定時期） 年 6 回	実施中
(2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、職名の指定	職場の意識を改善するため、労使からの労働時間に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、 職名：総務課長 氏名：労働 花子 を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を整備する。	令和5年5月
(3) 労働者に対する事業実施計画の周知（※4）	労働者に対して、働き方改革推進支援助成金事業実施計画（様式第1号別添、紙紙1、紙紙2、別添別紙1）の周知を図るため、 ☑ 社内メール ☑ 事務所の見やすい場所へ掲示 ☐ 労働者に直接文書を交付 ☐ その他（ ）	令和5年5月

労働時間等設定改善委員会や厚生委員会などの名称を問わず、既存の会議において議題を追加することも可能。メンバーには使用者と労働者の双方を含めること。証拠書類として、最低限、参加者名簿、議事録（ひな形等の写しは認めない）、話し合いを行った際の写真を保管・整理すること。

長時間労働による体調不良やメンタル対策、休暇取得の相談、時間シフトの変更など労働時間等の課題についての窓口担当者を選任し、労働者に周知すること。担当者の名称を付けることが望ましい。従来から選任しているメンタルヘルス担当者などの役割を拡大させるなどでも可。証拠書類として、最低限、周知文書と、事業場に提示した場合は、提示した状況の写真を保管・整理すること。

成果目標、改善事業の内容、実施体制の整備のための措置を含む、「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」の周知を、労働者に種々に従う方法で周知すること。少なくとも全ての対象事業場の労働者を周知の対象とすること。証拠書類として、最低限、周知文書と、事業場に提示した場合は、提示した状況の写真を保管・整理すること。なお、口頭による方法は、実施したことを確認することができないため不可とする。

※1 既に実施している場合には、「実施中」と記入すること。
 ※2 労働時間の削減や勤務間インターバル制度導入、労働時間の実態把握等に向けて話し合いを行うこと。
 ※3 労働時間等設定改善委員会や厚生委員会などの名称を問わず、既存の会議において議題を追加することも可能。メンバーには使用者と労働者の双方を含めること。支給申請時には、証拠書類として、最低限、参加者名簿、議事録、話し合いを行った際の写真を添付すること。
 ※4 支給申請時には証拠書類として、最低限、周知文書及び周知状況が分かる書類（事業場に提示した場合は、提示した状況の写真等）を添付すること。（口頭による周知は、実施したことを客観的に確認することができないため不可とする。）
 ※5 全ての指定対象事業場で実施すること。

2 申請から支給まで（お問い合わせ先）

申請は都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）にて対応しています。ご質問もこちらまでどうぞ。

都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））所在地一覧

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
01北海道労働局	〒 060 - 8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階	011-788-7874
02青森労働局	〒 030 - 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-6651
03岩手労働局	〒 020 - 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
04宮城労働局	〒 983 - 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834 022-299-8844
05秋田労働局	〒 010 - 0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
06山形労働局	〒 990 - 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	〒 960 - 8021	福島市霞町1-46 5階	024-536-2777
08茨城労働局	〒 310 - 8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階	029-277-8294
09栃木労働局	〒 320 - 0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10群馬労働局	〒 371 - 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11埼玉労働局	〒 330 - 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	〒 260 - 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860
13東京労働局	〒 102 - 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6893-1100
14神奈川労働局	〒 231 - 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15新潟労働局	〒 950 - 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16富山労働局	〒 930 - 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2728
17石川労働局	〒 920 - 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	〒 910 - 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19山梨労働局	〒 400 - 8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	〒 380 - 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21岐阜労働局	〒 500 - 8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	〒 420 - 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-254-6320
23愛知労働局	〒 460 - 8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24三重労働局	〒 514 - 8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978

25滋賀労働局	〒 520 - 0806	大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26京都労働局	〒 604 - 0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-275-8087
27大阪労働局	〒 540 - 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28兵庫労働局	〒 650 - 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
29奈良労働局	〒 630 - 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒 640 - 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒 680 - 8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1701
32島根労働局	〒 690 - 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒 700 - 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34広島労働局	〒 730 - 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒 753 - 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒 770 - 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒 760 - 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38愛媛労働局	〒 790 - 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	〒 781 - 9548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6041
40福岡労働局	〒 812 - 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4717
41佐賀労働局	〒 840 - 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
42長崎労働局	〒 850 - 0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	〒 860 - 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒 870 - 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒 880 - 0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒 892 - 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47沖縄労働局	〒 900 - 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403

3

○ 本日の内容

- 1 働き方改革推進支援助成金の概要
- 2 申請から支給まで

(参考) 働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

(参考) 働き方改革推進支援助成金活用事例① (労働時間短縮・年休促進支援コース) ～時間外労働の上限設定改善事例 (デジタル画像診断システムの導入事例)～

労働者数：27人 病床数：17床 診療科目：産科、婦人科

成果目標

成果目標と課題

- 36協定による時間外労働の上限設定を月75時間から月60時間に短縮したいと考えた。
- 当時使用していたレントゲンでは撮影後に、フィルムの確認、診療室への運搬、フィルムの投影準備等の作業が必要であった。

取組結果

助成対象の事業

- デジタル画像診断システムの導入により、レントゲン撮影後、画像をダイレクトにディスプレイに投影することが可能となり、撮影後の作業が15分ほど短縮した。
- 月換算で約50時間作業時間が短縮したため、残業時間が削減され、36協定による時間外労働の上限設定を月75時間から月60時間に短縮することができた。

助成内容

- 約270万円分の機器の購入に対して、100万円の助成を行った。

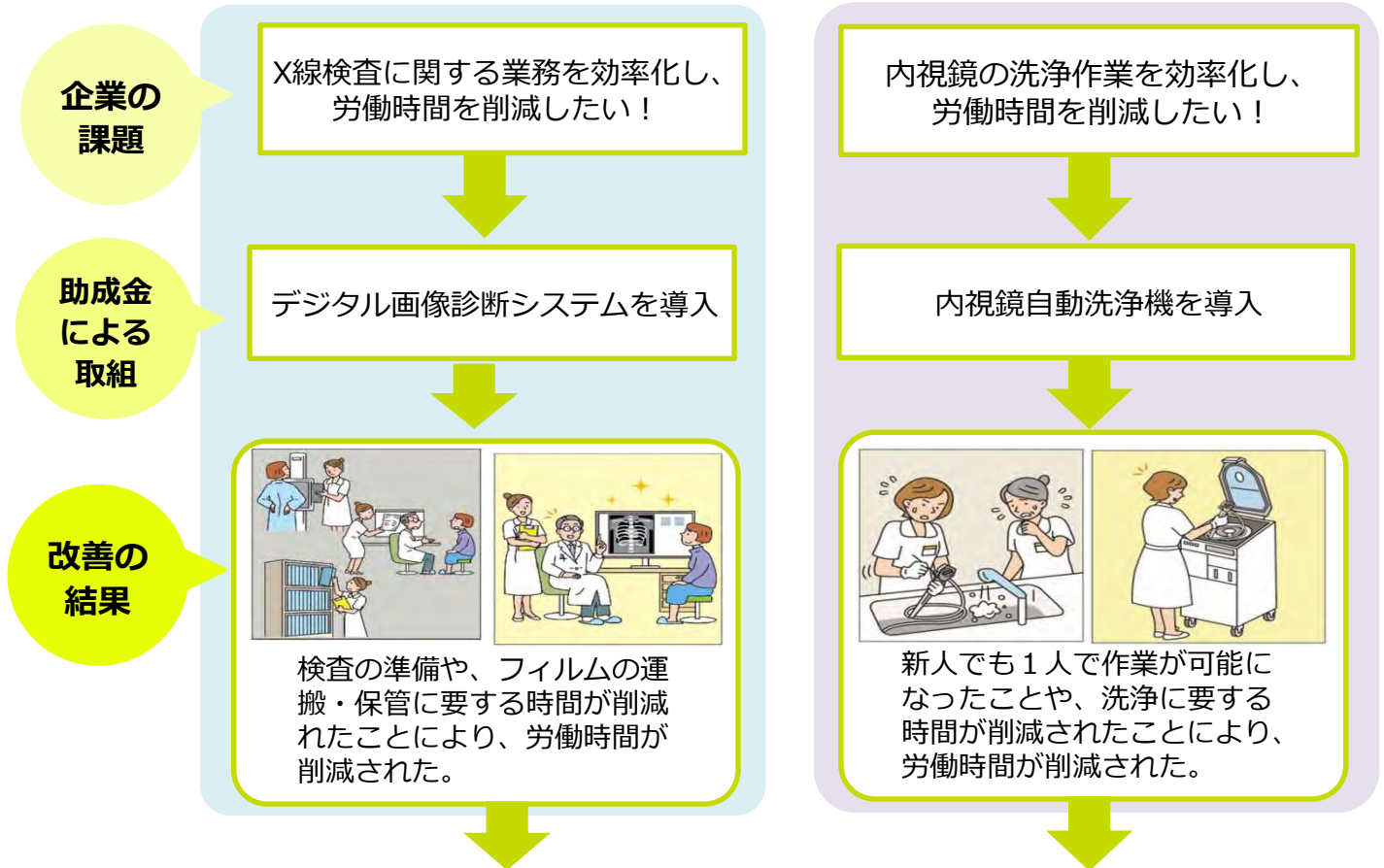


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（病院等）のご案内



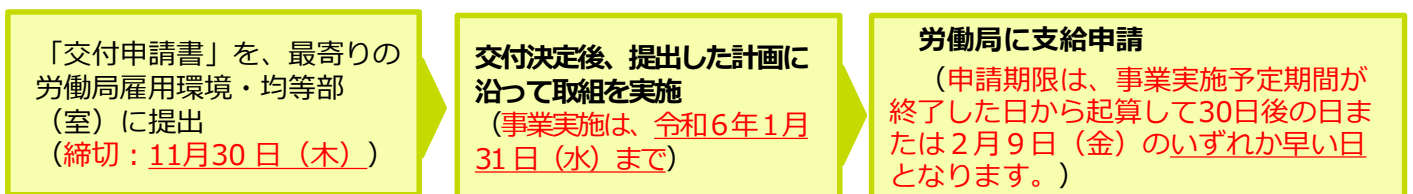
令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)



適用猶予業種等対応コース（病院等）の助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)であること。
 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
 4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

(※1)中小企業事業主の範囲

- 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
- ・資本または出資持分が**5,000万円以下**
 - ・常時使用する労働者が**300人以下**

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定
- ② **9時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)
- ③ **医師の働き方改革の推進（労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。）**

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大930万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数		
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月100時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月90時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定	250万円	200万円	150万円

2. 成果目標②の上限額

(適用範囲の拡大、時間延長の場合には半額となります)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 成果目標③の上限額：

以下を全て実施した場合(※8)に**50万円**

- ア 労務管理体制の構築等
- (ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。
- (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保に係る協力体制の整備を行うこと(副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。)
- (ウ) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること。
- イ 医師の労働時間の実態把握と管理
- (ア) 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。
- (イ) 医師の勤務計画を作成すること。
- (※8) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

4. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

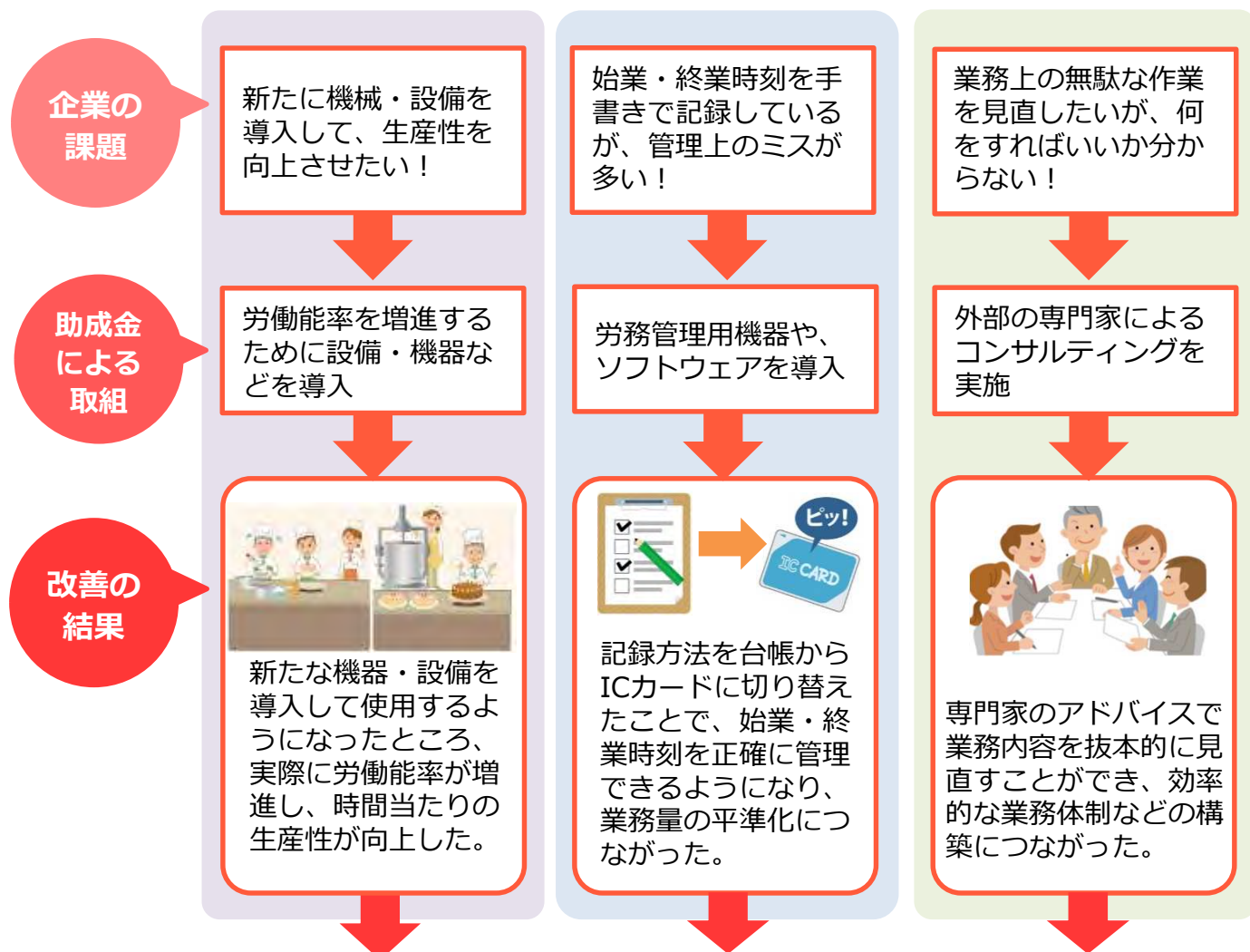
(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。**【助成額最大730万円】**

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1~3の上限額及び4の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

2. 成果目標②の上限額: 25万円

3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

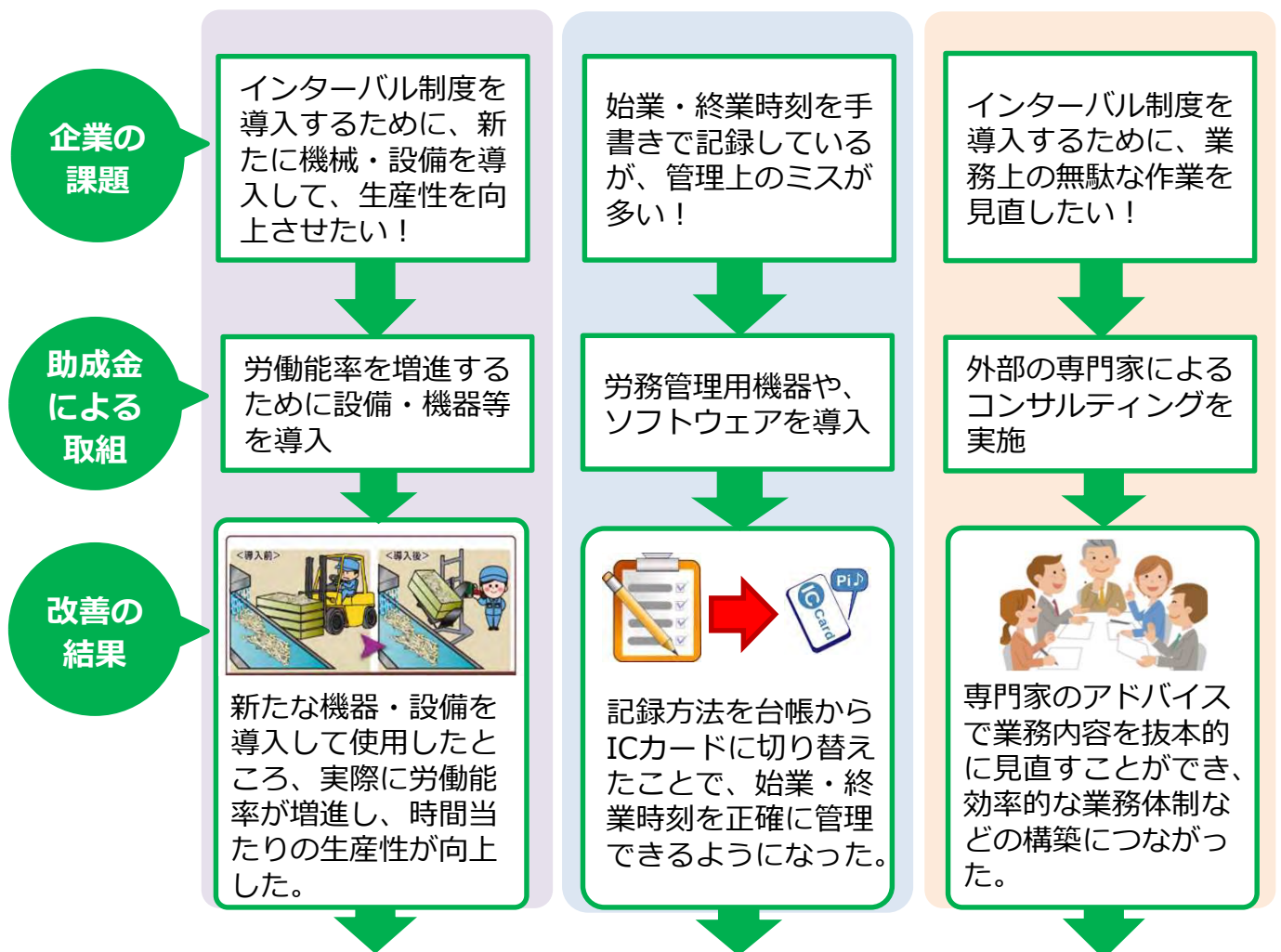
引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
 2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。（※2）
 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※3）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

（※3）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※4）
- ② 労働者に対する研修（※4）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※5）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※5）

（※4）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※5）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大580万円】

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数(※6)	補助率(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数(※6)	補助率(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

- （※6）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
（※7）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

● 賃金引上げの達成時の加算額 (常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(令和6年1月31日(水)まで)

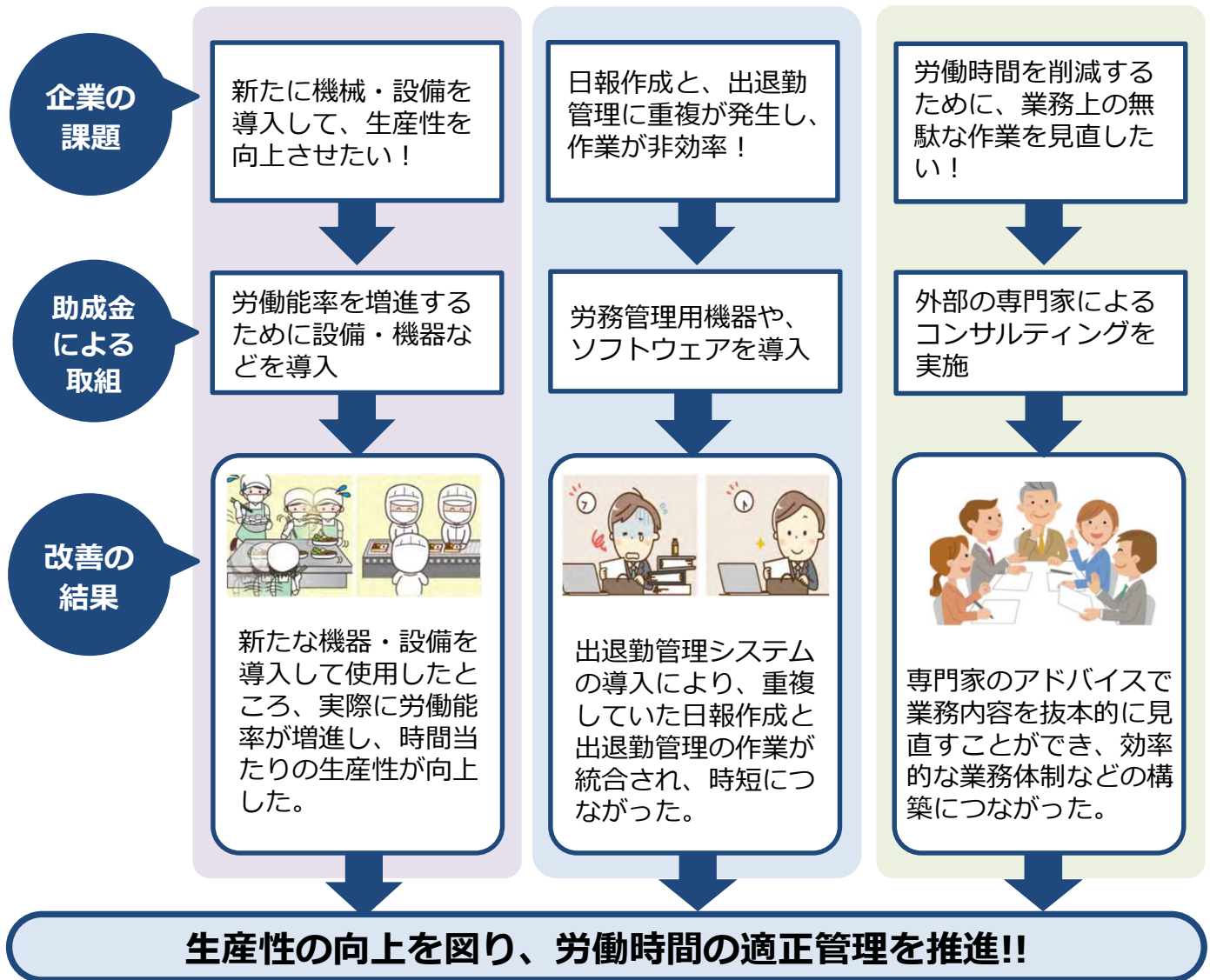
労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



労働時間適正管理推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 36協定を締結していること。
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
4. 勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用していないこと。
5. 賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することが就業規則等に規定されていないこと。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の①から③までの全ての目標達成を目指して取組を実施してください。

- ① **新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステム(※5)を用いた労働時間管理方法を採用すること。**

(※5) ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものであること。

- ② **新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。**
- ③ **「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。**

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を助成します。【助成額最大580万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下①の上限額及び②の加算額の合計額
	II 対象経費の合計額×補助率 3/4(※6)
	(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

- ① 成果目標達成時の上限額：100万円

- ② 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。



日医発第 393 号（医経）

令和 5 年 5 月 22 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

経済産業省による省エネルギー投資促進支援事業費補助金
の 2 次公募期間等について（情報提供）

標記の補助金については、令和 5 年 3 月 6 日付文書（日医発第 2249 号）、令和 5 年 3 月 27 日付文書（日医発第 2411 号）にてご案内しているところです。

今般、当該補助金の事業概要、公募要領が公開され、2 次公募の期間が「令和 5 年 5 月 25 日（木）～6 月 30 日（金）」とされましたので、お知らせいたします。

本補助金は、4 つの事業メニュー（A～D）がある中で、既往の同種補助事業においては「指定設備導入事業」が多く利用されています。

補助率は、事業の区分（A～D）及び事業者の区分（「中小企業者等」「大企業」「その他」）によって 1/3 以内～2/3 以内です。

個人事業主（青色申告者に限る）及び、従業員が 300 人以下の医療法人は「中小企業者等」の取り扱いになります。従業員が 300 人超の医療法人は「その他」の取り扱いになります。詳細は公募要領をご確認ください。

公募要領、対象設備等は、以下のホームページに掲載されています。

- ・省エネ補助金（先進事業等） <https://sii.or.jp/senshin04r/>
- ・省エネ補助金（指定設備導入事業） <https://sii.or.jp/shitei04r/>

申請についてのご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

<一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第 1 部>

受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

- (A) 先進事業 03-5565-3840
- (B) オーダーメイド型事業 03-5565-4463
- (C) 指定設備導入事業 ナビダイヤル 0570-008-726
IP 電話から 042-204-1710
- (D) エネルギー需要最適化対策事業 03-5565-4463

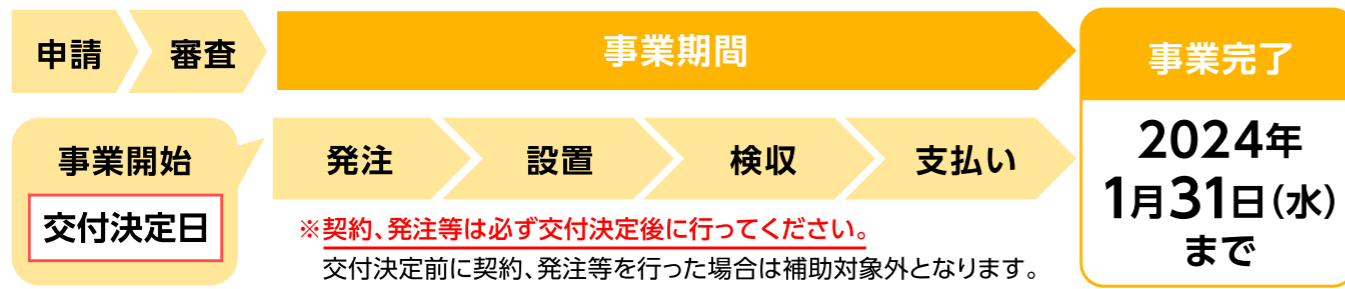
【別添資料】

- ・事業概要 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（二次公募）
- ・事業概要 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（二次公募）

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。
詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年5月25日(木)～6月30日(金)
交付決定	2023年8月下旬
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで



留意事項

- 当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

◎指定設備導入事業

ナビダイヤル **0570-008-726**
[IP電話からのお問い合わせ] **042-204-1710**

④エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

二次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

(C、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
(「指定設備」「EMS機器」の導入)を支援します。

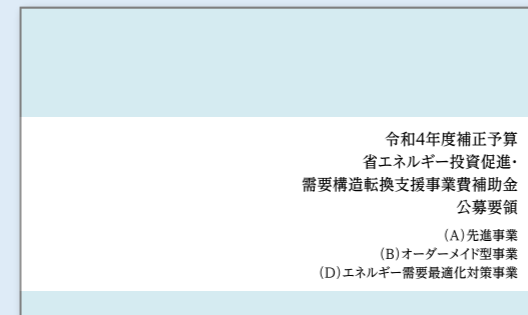
省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

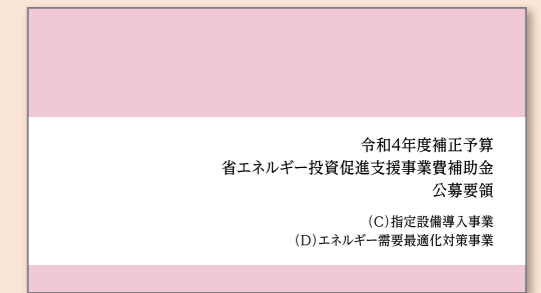
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金



省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



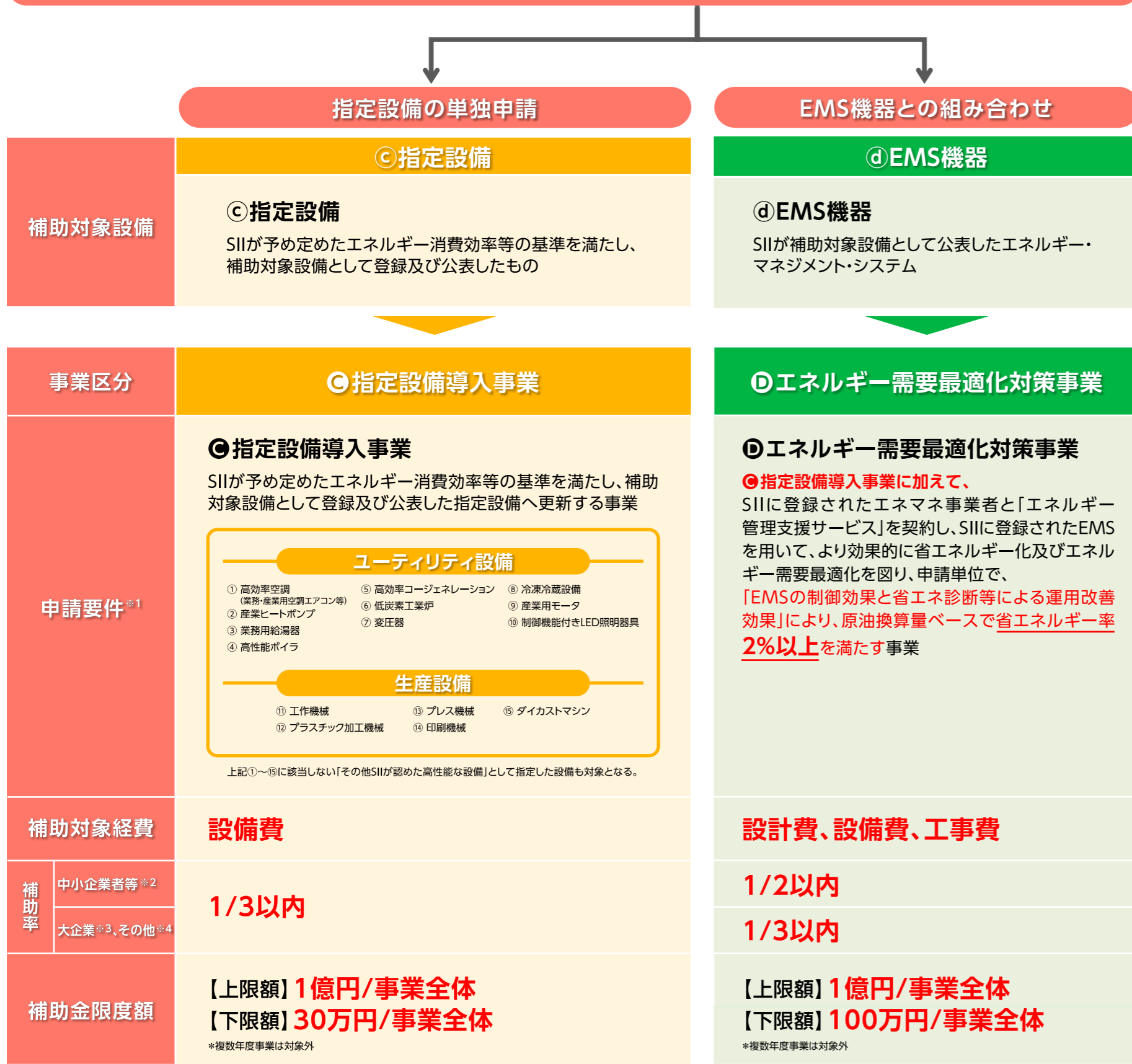
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C、D)の公募要領をご確認ください。
※Dは、Cを組み合わせただけの場合のみ対象

事業の概略については中面をご覧ください。➡

❗ A、BとCを組み合わせる場合は、各補助金に申請してください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

導入予定の設備が㉔指定設備に該当するか確認し、単独申請、または㉕EMS機器を組み合わせる計画を立てる。



㉕エネルギー需要最適化対策事業との組み合わせについて

㉔指定設備導入事業に、㉕エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、エネルギー需要最適化対策事業の単独申請は対象外です。

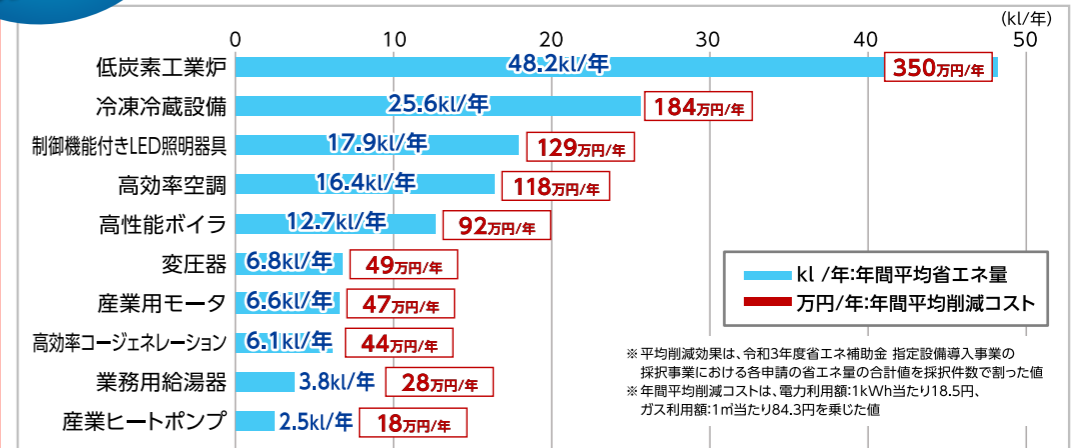
㉔指定設備導入事業

+

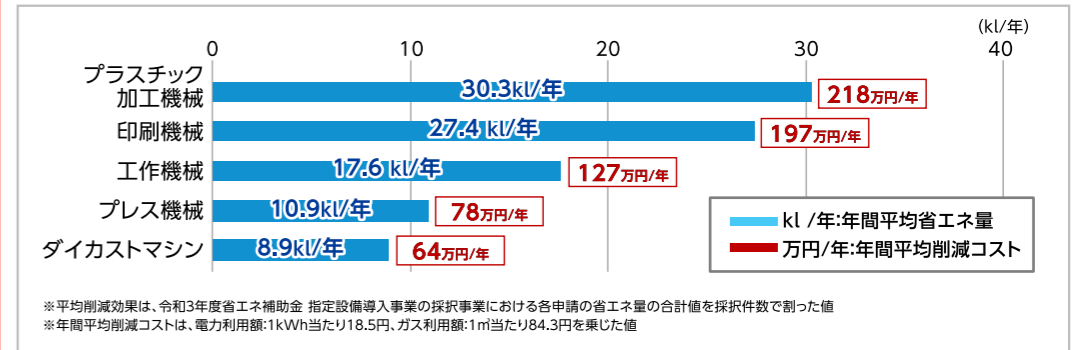
㉕エネルギー需要最適化対策事業

申請データ
分析結果

各設備区分の平均削減効果(省エネ量、削減コスト)



全業種で横断的に使われるユーティリティ設備では、設備特性や事業所で使用する平均台数から、多くの熱量が必要な工業炉、365日24時間稼働が必要な冷凍冷蔵設備、事業所に欠かせない照明や空調、熱供給の汎用設備であるボイラの順で、エネルギー消費効率の高い設備に更新した場合の省エネ効果が大きく、エネルギーコストの上昇に抑制効果を発揮します。



生産設備では、射出成型機等のプラスチック加工機械、印刷機械、工作機械の順で削減効果があります。待機電力の削減や、サイクルタイムの向上等による高効率化を図ることで、エネルギーコストの削減に大きく寄与します。

※1 ㉕エネルギー需要最適化対策事業を含む申請は投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている㉔指定設備または㉕EMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和4年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

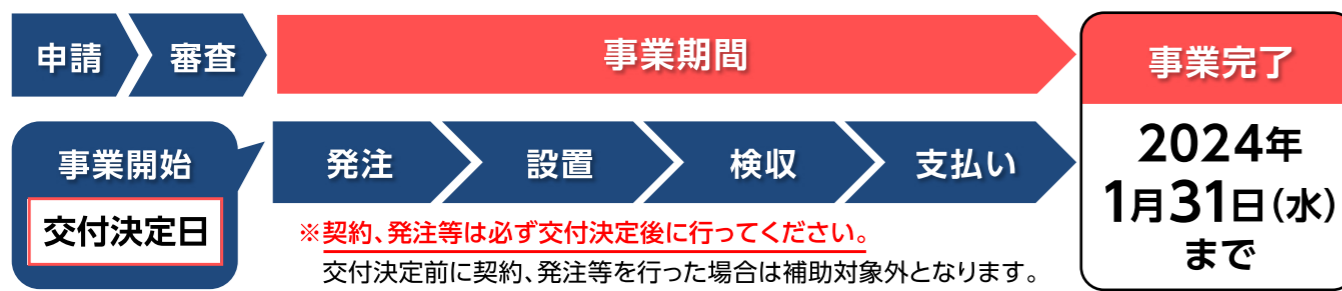
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。
詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年5月25日(木)～6月30日(金)
交付決定	2023年8月下旬
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで



留意事項

- 当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

Ⓐ 先進事業

03-5565-3840

Ⓑ オーダーメイド型事業/
Ⓓ エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

二次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金 (A、B、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
〔先進設備・システム〕〔オーダーメイド型設備〕〔EMS機器〕の導入を支援します。

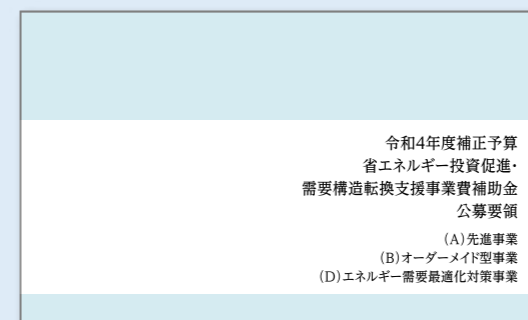
省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

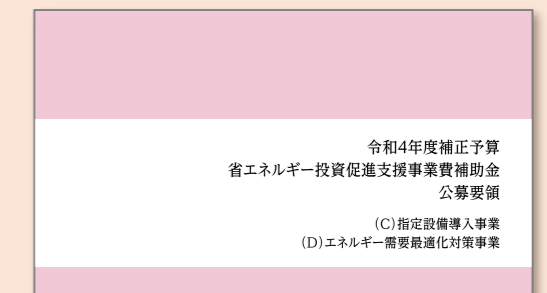
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金



省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。
事業の概略については中面をご覧ください。➡

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C、D)の公募要領をご確認ください。

⚠️ ⒶⒷとⒸを組み合わせて設備を導入する場合は、各補助金に申請してください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

手順1 導入予定の設備が、どの補助対象設備に該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。

補助対象設備	①先進設備・システム ①先進設備・システム SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	②オーダーメイド型設備 ②オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるもの	④EMS機器 ④EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム
--------	--	--	---

手順2 ④を除く、①、②の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	EMSによる省エネ効果
-----------------	------------------	-------------

手順3 「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果が①、②のどちらの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択する。

事業区分	①先進事業	②オーダーメイド型事業
事業要件	①先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	②オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業者等 ^{※2} 2/3以内 大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4} 1/2以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額 (内は非化石申請時)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)

***連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業**

①先進事業、②オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。
 ※1 ①、②、④事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kL以上の事業であること、トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
 ※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
 ※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
 ※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和4年定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
 ※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
 ※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

③エネルギー需要最適化対策事業
③エネルギー需要最適化対策事業 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業
申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
設計費、設備費、工事費
1/2以内 1/3以内
【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

事業区分ごとの申請パターン

① ①、②の事業区分は、対象設備は単独申請または、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能です。

申請パターン	①先進事業となる申請	②オーダーメイド型事業となる申請
●単独 ●組み合わせ	申請要件 ①先進設備・システムを含んでいることが必須。単独または、②オーダーメイド型設備を含めて、事業全体で①先進事業の省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。	申請要件(※) ②オーダーメイド型設備を含んでいることが必須。単独または、①先進設備・システムを含めて、事業全体で②オーダーメイド型事業の省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。
	補助率の考え方 ①先進設備・システムは①の補助率、②オーダーメイド型設備は②の補助率が適用される。	補助率の考え方 ①先進設備・システム、②オーダーメイド型設備は②の補助率が適用される。

※①先進設備・システムが②オーダーメイド型設備の設備要件(設計が伴うこと等)を満たす場合のみ、①先進設備・システムを②オーダーメイド型設備として申請することができる。

② ①、②の事業区分に、③エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。

①先進事業	+	③エネルギー需要最適化対策事業
②オーダーメイド型事業	+	

新たな制度 複数年度事業(国庫債務負担行為分)活用のご案内

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる複数年度事業は、年度の切れ目に3か月、事業実施ができない期間が発生していました。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年度事業を支援します。

	2023年度(1年度目)		2024年度(2年度目)		
	2024年 ~1月	2024年 2月~3月	2024年 4月	2024年 5月 ~ 1月	2025年 2月~3月
【参考】従来の複数年度事業	事業完了日	年度の切れ目に毎年3か月、事業実施ができない期間が発生	交付決定日	事業完了日	
新たな複数年度事業		2月~4月に事業が実施できます。		事業完了日	

複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
 ※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和4年定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
 ※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
 ※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

	概要	問い合わせ先 /締切																
<p>新型コロナウイルス感染症対策事業、 新型コロナウイルス感染症重点医療 機関体制整備事業 (病床確保料)</p>	<p>新型コロナ患者等の入院を受け入れる病院へ、確保病床・休止病床に対する病床確保料の補助</p> <p>(1床当たり1日の上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点医療機関(特定機能病院等) ICU 21.8万円、HCU 10.6万円、その他3.7万円 ※療養病床の休止は1.6万円 重点医療機関(一般病院) ICU 15.1万円、HCU 10.6万円、その他3.6万円 ※療養病床の休止は1.6万円 その他の医療機関 ICU 9.7万円、重症者・中等症者病床 4.1万円、その他1.6万円 <p>○休止病床の病床確保料は即応病床1床あたり休床1床まで(ICU・HCU病床は休床2床まで)</p>	<p>令和5年5月8日から9月30日まで適用</p> <p>(問い合わせ) 都道府県の窓口</p>																
<p>DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>都道府県の調整のもと、医師等の派遣を行う医療機関等への支援</p> <p>(1人1時間当たりの上限額(例))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>右以外</th> <th>重点医療機関に 派遣する場合</th> <th>臨時の医療施設等に 派遣する場合 ※1、※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>7,550円</td> <td>15,100円</td> <td>15,100円</td> </tr> <tr> <td>医師以外の医療従事者</td> <td>2,760円</td> <td>8,280円</td> <td>5,520円又は8,280円 ※3</td> </tr> <tr> <td>業務調整員</td> <td>1,560円</td> <td>3,120円</td> <td>3,120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 臨時の医療施設等には、健康管理を強化した宿泊療養施設、一定の高齢者施設を含む ※2 臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設は令和5年5月7日までに設置された施設 ※3 一定の高齢者施設に看護職員を派遣する場合は8,280円、それ以外の派遣は5,520円</p>		右以外	重点医療機関に 派遣する場合	臨時の医療施設等に 派遣する場合 ※1、※2	医師	7,550円	15,100円	15,100円	医師以外の医療従事者	2,760円	8,280円	5,520円又は8,280円 ※3	業務調整員	1,560円	3,120円	3,120円	<p>(締切) 都道府県による</p>
	右以外	重点医療機関に 派遣する場合	臨時の医療施設等に 派遣する場合 ※1、※2															
医師	7,550円	15,100円	15,100円															
医師以外の医療従事者	2,760円	8,280円	5,520円又は8,280円 ※3															
業務調整員	1,560円	3,120円	3,120円															
<p>https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009847.html</p>																		

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

1

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の主なもの②

2023.5.8

	概要	問い合わせ先 /締切
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者 受入れのための救急・周産期・小児医 療体制確保事業</p>	<p>疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関</p> <p>(上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初度設備費 1床あたり 133,000円 個人防護具 患者1人当たり 3,600円 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの) 905,000円 他 	<p>令和5年5月8日から9月30日まで適用</p> <p>(問い合わせ) 都道府県の窓口</p>
<p>外来対応医療機関確保事業</p>	<p>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 1施設当たり 500,000円</p>	<p>(締切) 都道府県による</p>
<p>https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009847.html</p>		

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

2

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

2023.5.8

	概要	問い合わせ先 / 締切
働き方改革推進支援助成金	<p>(1.適用猶予業種等対応コース(病院等)) 生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの要件を満たす医療機関等開設者。その他要件あり。 <ul style="list-style-type: none"> 資本または出資持分が5,000万円以下 常時使用する労働者が300人以下 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、労務管理用機器やソフトウェアの導入・更新、外部専門家によるコンサルティングなどに係る所定の経費を補助。 月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減、9時間以上の勤務間インターバルの導入、医師の働き方改革の推進などの成果目標を設定。 上限額 : 成果目標達成時 50万円～450万円 (+賃金引上げ達成時の加算あり) 補助率 : 4分の3 (労働者数30人以下、かつ一定の場合5分の4) <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html</p>	<p>(問い合わせ) 都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)</p> <p>(締切) 令和5年11月30日(期間内に締め切る場合もある)</p>
	<p>(2.労働時間短縮・年休促進支援コース) 労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に取り組む中小企業事業主を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの要件を満たす医療機関等開設者。その他要件あり。 <ul style="list-style-type: none"> 資本または出資持分が5,000万円以下 常時使用する労働者が300人以下 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、労務管理用機器やソフトウェアの導入・更新、外部専門家によるコンサルティングなどに係る所定の経費を補助。 時間外・休日労働の縮減、所定の特別休暇の導入、時間単位の有給休暇の導入などの成果目標を設定。 上限額 : 成果目標達成時 25万円～250万円 (+賃金引上げ達成時の加算あり) 補助率 : 4分の3 (労働者数30人以下、かつ一定の場合 5分の4) <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html</p>	<p>(問い合わせ) 都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)</p> <p>(締切) 令和5年11月30日(期間内に締め切る場合もある)</p>

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

3

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

2023.5.8

	概要	問い合わせ先 / 締切
働き方改革推進支援助成金	<p>(3.勤務間インターバル導入コース) 勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの要件を満たす医療機関等開設者。その他要件あり。 <ul style="list-style-type: none"> 資本または出資持分が5,000万円以下 常時使用する労働者が300人以下 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、労務管理用機器やソフトウェアの導入・更新、外部専門家によるコンサルティングなどに係る所定の経費を補助。 勤務間インターバルの新規導入、適用対象となる労働者の拡大、時間延長などの成果目標を設定。 上限額 : 成果目標達成時 40万円～100万円 (+賃金引上げ達成時の加算あり) 補助率 : 4分の3 (労働者数30人以下、かつ一定の場合 5分の4) <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html</p>	<p>(問い合わせ) 都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)</p> <p>(締切) 令和5年11月30日(期間内に締め切る場合もある)</p>
	<p>(4.労働時間適正管理推進コース) 労務・労働時間の適正管理の推進に取り組む中小企業事業主を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの要件を満たす医療機関等開設者。その他要件あり。 <ul style="list-style-type: none"> 資本または出資持分が5,000万円以下 常時使用する労働者が300人以下 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、労務管理用機器やソフトウェアの導入・更新、外部専門家によるコンサルティングなどに係る所定の経費を補助。 勤怠管理と賃金計算の統合管理ITシステムを用いた労働時間管理、労務管理書類の5年間保存、所定の研修の実施などの成果目標を設定。 上限額 : 成果目標達成時 100万円 (+賃金引上げ達成時の加算あり) 補助率 : 4分の3 (労働者数30人以下、かつ一定の場合 5分の4) <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891_00001.html</p>	<p>(問い合わせ) 都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)</p> <p>(締切) 令和5年11月30日(期間内に締め切る場合もある)</p>

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

4

	概要	問い合わせ先 /締切
業務改善助成金	<p>(通常コース) 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業事業者を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業者が対象。常時使用する労働者100人以下の個人医療機関、出資額5,000万円以下または常時使用する労働者100人以下の医療法人を含む。事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であることが要件。その他要件あり。 ・生産性向上のための設備投資・外部専門家によるコンサルティングの導入等を行い、事業場内最低賃金を一定額(30円～90円)以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成。(利用例:診療予約管理システムの導入) ・上限額:事業場内最低賃金の引上げ額と対象労働者数により、30万円～600万円 ・補助率:事業場内最低賃金額、生産性向上の状況により、4分の3～10分の9 <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiyun/zigyonushi/shienjigyou/03.html</p>	<p>(問い合わせ) 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440</p> <p>交付申請書等の提出先は 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)</p> <p>(締切) 令和6年1月31日(期間内に締め切る場合もある)</p>

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

(経済産業省・中小企業庁管轄)

	概要	問い合わせ先 /締切												
IT導入補助金 (サービス等生産性向上 IT導入支援事業)	<p>ITツール導入経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数300人以下の医療法人も対象。 ・中小企業庁のデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「経営チェック」の実施が必要。 ・審査があり、要件を満たせば必ず補助を受けられるわけではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>5万円～450万円</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ対策推進枠</td> <td>5万円～100万円</td> <td>サービス利用料 (最大2年分) 1/2以内</td> </tr> <tr> <td>デジタル化基盤導入枠※ (デジタル化基盤導入類型)</td> <td>ITツール ～350万円 PC等 ～10万円 レジ等 ～20万円</td> <td>ITツール 2/3～3/4以内 PC等、レジ等 1/2以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「複数社連携IT導入類型」では1事業当たり上限3000万円＋事務費等</p> <p>https://www.it-hojo.jp/</p>		補助額	補助率	通常枠	5万円～450万円	1/2以内	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	サービス利用料 (最大2年分) 1/2以内	デジタル化基盤導入枠※ (デジタル化基盤導入類型)	ITツール ～350万円 PC等 ～10万円 レジ等 ～20万円	ITツール 2/3～3/4以内 PC等、レジ等 1/2以内	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424</p> <p>通常枠 2次締切:6月2日</p> <p>セキュリティ対策推進枠 2次締切:6月2日</p> <p>デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型) 2次締切:5月16日 3次締切:6月2日</p> <p>(複数社連携IT導入類型) 1次締切:5月31日</p>
	補助額	補助率												
通常枠	5万円～450万円	1/2以内												
セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	サービス利用料 (最大2年分) 1/2以内												
デジタル化基盤導入枠※ (デジタル化基盤導入類型)	ITツール ～350万円 PC等 ～10万円 レジ等 ～20万円	ITツール 2/3～3/4以内 PC等、レジ等 1/2以内												

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

(経済産業省・資源エネルギー庁管轄)

2023.5.8

	概要	問い合わせ先 / 締切
省エネルギー投資促進 支援事業費補助金 (令和4年度補正予算)	<p>国内で事業を営む法人と個人事業主の省エネルギー対策を支援。 「A 先進事業」「B オーダーメイド型事業」「C 指定設備導入事業」「D エネルギー 需要最適化事業」の4つの事業区分がある。</p> <p>【例】 ＜C 指定設備導入事業＞ 予め定められたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び 公表された指定設備への更新を補助。 補助対象となる設備に、「高効率空調」、「業務用給湯器」、「高性能ボイラ」などがある。 補助率は1/3以内、補助金限度額は30万円～1億円</p> <p>※補助金の交付決定の前に、既に契約・発注等された事業は交付対象外。</p> <p>https://sii.or.jp/shitei04r/</p>	<p>一般社団法人 環境共創イニ シアチブ 事業第1部</p> <p>(指定設備導入事業) 0570-008-726</p> <p>二次公募期間 5月下旬～6月下旬 (予定)</p>

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

7

医療機関が利用可能な主な支援メニュー

2023.5.8

	分類	概要	問い合わせ先 / 締切
福祉医療機構 新型コロナウイルス対応支援資金	融資	<p>令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金につ いては、融資条件を変更した上で継続。</p> <p>https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</p>	<p>福祉貸付専用ご相談フリー ダイヤル 0120-343-862 医療貸付専用ご相談フリー ダイヤル 0120-343-863</p> <p>令和5年9月末まで</p>
福祉医療機構 物価高騰の影響を受けた施設等に対 する経営資金又は長期運転資金	融資	<p>通常の経営資金・長期運転資金の貸付利率から△0.4%の優 遇が受けられる</p> <p>償還期間 7年(元金据え置き1年6月) 無担保枠 500万円 ※償還期間5年以内の場合に限る</p> <p>融資限度額 病院、老健、介護医療院 1億円 診療所、助産所、医療従事者養成施設、 訪問看護事業 4,000万円</p> <p>https://www.wam.go.jp/hp/rising_prices/</p>	<p>【東日本】 福祉 03-3438-9298 医療 03-3438-9940 【西日本】 福祉 06-6252-0216 医療 06-6252-0219 【沖縄】 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1765</p>
日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資	<p>(国民生活事業) 6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、 4年目以降は基準利率 融資限度額 8,000万円</p> <p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</p>	<p>日本公庫 0120-154-505 沖縄公庫 0120-981-827</p> <p>※特別利子補給制度(実質無 利子化)は令和4年9月30日 で終了</p>

各支援メニューには条件がございます。詳細についてはインターネットもしくは問い合わせ先にてご確認ください。また随時内容が変更される場合があります。

8

	分類	概要	問い合わせ先 /締切
信用保証協会 セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号	保証	融資を受ける際、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で債務保証が受けられる https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm	最寄りの信用保証協会 https://www.zensshinhoren.or.jp/nearst/ (指定期間) 4号 : 令和5年6月30日まで 5号 : 令和5年6月30日まで